

公文書館の展示業務を考える

豊見山 和美†

はじめに

- 1 沖縄県公文書館における展示業務
- 2 当館の展示活動の概略
 - 2-1 特別展・企画展
 - 2-2 移動展・普及展
 - 2-3 常設展
- 3 公文書館における展示とは
 - 3-1 博物館との対比で考える
 - 3-2 公文書館の展示における「自己言及性」

おわりに

はじめに

沖縄県公文書館（以下「当館」という。）が開館した翌年の1996年（平成8）4月以降、当館の業務は展示会開催も含めて沖縄県文化振興会（以下「振興会」という。）が担ってきた¹。そのなかで、展示業務は、県の例規により、「公文書等の閲覧、展示その他の利用に関すること」として、公文書等の利用の一態様として、閲覧と並ぶ位置づけにある。当館の展示室における単年度の観覧者数は、ここ10年間の平均では約9,000人で、1日あたりにすると30人程度となる。閲覧室での閲覧申請者数は年平均約1,600人、1日あたりでは5.3人なので、現在のところ、展示という態様が閲覧以上に多くの利用者を引きつけていることになる。

実際の展示業務は、公文書等の利用形態というよりは、当館の広報活動の主力であった。公文書館やアーカイブズについて社会の認知度がまだまだ低い状態でスタートした当館は、県議会でその利用者数の「少なさ」を何度も問題視され、地元の新聞にもしばしば批判的な記事が出るなど、シビアな状況にさらされた。公文書館の社会的効用について地域の理解を得ることが喫緊の課題となり、「利用者数が少ない」という批判に応えるため、展示や講演講座といった行事の開催で来館者を増やす方針が重視されたのである。

しかし、展示や講演講座のような、いわゆる「教養に資する事業」²に力点を置けば置くほど、公文書館と博物館の役割が混同されやすくなり、行政改革の嵐が吹き荒れる中で「公文書館不要論」を招くというジレンマがもたらされていたことも否めない。このことから、当館における展示には、博物館等と異なる公文書館独自の機能や役割について意識的にプレゼンテーションしなければならない切迫した理由が生じている。

† とみやま かずみ 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書主任専門員

¹ 振興会は財団法人として発足し、2011年度（平成23）に公益財団法人に移行した。1996年度（平成8）から沖縄県より公文書館業務を一部受託し、2007年度（平成19）以降は公募による指定管理者として業務に携わっている。

² 博物館法第2条は、博物館を「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定める。

やや大げさな言い方をすれば、当館の展示業務は、地域社会に存在する「公文書館不要論」に対する応答だった。それは日本における公文書館を取り巻く状況と不離一体のあゆみだったとも言えよう。本稿は、この観点から、開館20周年を機に自らの足どりを顧み、展示業務の意義を再検討することを目的とする³。

1 沖縄県公文書館における展示業務

沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第6号、以下「設置条例」という。）第1条は、「歴史資料として重要な公文書その他の記録（以下「公文書等」という。）を収集し、整理し、及び保存するとともに、これらの利用を図り、もって学術及び文化の振興に寄与することを目的として、沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）を設置する」と規定する。

当館の究極目的は「学術及び文化の振興への寄与」であり、公文書等の収集、整理、保存と利用の促進はその手段とされている。目的達成のための具体的な業務としては、第3条が以下の通り定める。

第3条 公文書館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 公文書等の閲覧、展示その他の利用に関すること。
- (3) 公文書等の調査及び研究に関すること。
- (4) 公文書等についての専門的知識の普及啓発に関すること。
- (5) 公文書等の目録、史誌、資料集等の編さん及び刊行に関すること。
- (6) その他公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

本稿で考察する展示業務は、上記第2号により、公文書等の利用の態様として、閲覧業務とともに掲げられている。これは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第23条の趣旨に呼応するものと言えるだろう。

国の公文書管理について定める公文書管理法は、制定後2年の準備期間を経て2011年（平成23）4月1日に施行された。第23条は（利用の促進）として「国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」としている。同第34条は、地方公共団体に対しても、同法の趣旨にのっとり施策を実施する努力を求め、当館の設置条例は、「展示その他の方法による利用提供」という趣旨を先取りしていたと言える。

いっぽうで、県の例規体系が法に追いついていない部分についても触れておきたい。当館の設置目的が「学術及び文化の振興への寄与」とされていることは先述した。歴史資料として重要な公文書等を利用に供することによってこの目的を具体化していくことになるが、そこには学術文化の振興によって何を指すのかという理念の記述はなく、学術文化の振興そのものが自己目的化している。

これは公文書館法（昭和62年法律第115号）第1条の「この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする」という記述を援用したことによるものであろう。この公文書館法から22年遅れて制定された公文書管理法が、公文書館の理念を明示することとなった。公文書管理法によれば、公文書等は「健全な民主

³ 振興会職員による展示業務についての論考には、久部良和子「公文書館の利用と普及（移動展の役割）～八重山・名護・宮古の事例より」（2000年）、吉嶺昭「沖縄県公文書館移動展について―平成16年度移動展を中心に―」（2005年）、垣花優子「公文書館における展示について」（2011年）がある（いずれも当館研究紀要所収）。これらの論考にももちろん展示業務担当者としての社会的メッセージがこめられている。

義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、公文書管理は「国民主権の理念にのっとり」行われるべきものである。これは、民主主義、国民主権（主権在民）というタームが、日本における公文書館の世界で初めて特権的な地位を示したものであるべきである。

沖縄県の場合、この理念を敷衍する公文書管理条例等が制定されていないため、例規体系における当館の役割は設置条例にいう「学術及び文化の振興」に尽きてしまっている。民主主義や住民主権の理念を沖縄県の公文書館行政において積極的に打ち出すことは、公文書管理法の求めるものであるし、それだからこそ当館も、他の類縁機関にはない独自の存在意義の発信を強化することができると思われる。このことについては第3節でさらに考察することとし、次節では、上述した枠組みのなかで当館が取り組んできた展示業務を概観する。

2 当館の展示活動の概略

2-1 特別展・企画展

当館が開館以降開催した館内展示室での企画展および特別展と館外での移動展の一覧を別表に示した。開館記念特別展「清代中国・琉球関係档案史料展」は、開館の1995年（平成7）8月1日から翌年7月14日まで開催された（中国第一歴史档案館から借用した原本資料は最初の6日間、残りの期間はレプリカ展示）。档案史料は、琉球国王と中国皇帝の400年にわたる交流の歴史を示す資料で、沖縄側には残存していない。沖縄県は教育委員会の事業として中国第一歴史档案館所蔵分の翻刻発刊事業を継続しているが、当館は沖縄関係の档案を文書の形状までわかるレプリカにして独自に複製収集した。档案はアーカイブの権威の源泉とも言うべき歴史性を十分具備した資料として、開館記念特別展の主役となった。

開館1周年記念特別展「琉球政府の時代」は、米国施政権下に置かれた沖縄の戦後史を証す公文書として、当館設立の契機となった文書群である琉球政府文書をメインにするもので、開館記念特別展とのバランスを図った。沖縄戦後史研究の第一人者であった宮城悦二郎館長が非常な熱意をもって展示を監修なされたことも、当時を知る職員として忘れがたい思い出である。

1997年（平成9）8月には特別展「沖縄へのまなざし～岸秋正文庫の世界～」、1998年（平成10）8月には収集写真展「アメリカが記録した戦後沖縄」を開催した。いずれも新規収集資料のお披露目を目的としている。前者は、沖縄関係資料の著名なコレクターだった岸秋正氏の遺族から寄贈された1万1千点の資料の見どころを、テーマ別に紹介した。後者は、米軍が撮影した沖縄関係写真（戦中・戦後）を米国国立公文書館から収集し整理公開を始めたことによって実現した企画で、いずれも大きな関心を集めた。展示のメインとなる文書群はそれぞれ档案史料、琉球政府文書、個人資料、米国収集資料と、館の特色を反映して均衡のとれたテーマ設定と評価できるだろう。

以降、企画展は、1999年（平成11）8月に「公文書館資料にみる海外移民の軌跡」（琉球政府文書中心）、2000年（平成12）11月「空中写真に見る戦前・戦後一基地にかわったふるさと」（米国国立公文書館から収集した空中写真を活用）と続いた。2001年（平成13）2月の「沖縄県公文書館収蔵資料にみる久米島」は、次節で紹介する移動展のうち久米島で開催した展示を館内にいわば逆輸入した例外的な試みである。同年10月の「写真にみる近代の沖縄」は、個人寄贈によって充実した戦前の写真コレクションを中心に主題別に展示し、2002年（平成14）2月には東京都（法政大学）でも巡回展を開催した。

別表 当館主催の企画展、特別展、移動展一覧 平成7年度～平成26年度

	展示会名	会期	入場者数
1	開館記念特別展『清代中国・琉球関係档案史料展』	平成7年8月1日～ 平成8年7月14日	9,873
2	開館1周年記念特別展『琉球政府の時代』	平成8年8月1日～31日	4,783
3	特別展『沖縄へのまなざし～岸秋正文庫の世界～』	平成9年8月1日～9月28日	1,485
4	第2回企画展 収集写真展『アメリカが記録した戦後沖縄』	平成10年8月1日～9月30日	2,808
5	第1回移動展『八重山の資料を中心に』（石垣市立図書館）	平成10年10月3日～9日	742
6	第2回移動展『記録された名護・やんばる』（名護市立中央図書館）	平成11年3月20日～4月18日	23,919
7	企画展『公文書館資料にみる海外移民の軌跡』	平成11年8月3日～9月19日	1,899
8	第3回移動展『公文書館資料にみる海外移民の軌跡と宮古関係資料』（平良市総合博物館）	平成11年11月2日～28日	1,350
9	開館5周年記念特別展 『琉球国王奏文本展 中国第一歴史档案館所蔵』	平成12年8月1日～11月5日	2,612
10	第4回移動展『沖縄県公文書館収蔵資料にみる久米島』（久米島自然文化センター）	平成12年11月1日～12月3日	4,016
11	企画展 『空中写真に見る戦前・戦後一基地にかわったふるさと』	平成12年11月14日～ 平成13年1月31日	1,670
12	企画展『沖縄県公文書館収蔵資料にみる久米島』	平成13年2月14日～3月31日	1,182
13	第1回普及展『公文書から歴史資料へ～沖縄県公文書館の役割～』（県庁県民ホール）	平成13年7月16日～7月19日	—
14	企画展『写真に見る近代の沖縄』	平成13年10月19日～12月23日	4,914
15	第2回普及展『公文書から歴史資料へ～沖縄県公文書館の役割～』（宮古支庁）	平成13年11月28日～12月7日	—
16	第3回普及展『公文書から歴史資料へ～沖縄県公文書館の役割～』（八重山支庁）	平成13年11月29日～12月7日	—
17	第5回移動展『沖縄県公文書館収蔵資料に見る伊平屋』（伊平屋村歴史民俗資料館）	平成13年12月1日～12月16日	600
18	第6回移動展『写真に見る近代の沖縄』（東京都・法政大学ボアソナードタワー）	平成14年2月22日～23日	142
19	日本復帰30周年記念特別展『資料に見る沖縄の歴史』	平成14年5月1日～31日	4,195
20	日本復帰30周年記念特別展 宮古移動展（平良市総合博物館）	平成14年6月11日～23日	603
21	日本復帰30周年記念特別展 八重山移動展（石垣市立図書館）	平成14年7月2日～14日	1,116
22	第4回普及展『公文書から歴史資料へ～沖縄県公文書館の役割～』（沖縄県北部合同庁舎）	平成14年7月29日～8月5日	—
23	企画展『1940年代の沖縄の空中写真 沖縄本島南部、中部、北部、宮古・八重山』	平成14年9月18日～ 平成15年3月30日	6,546
24	第5回普及展『歴史の証としての公文書～県民共有の財産を後世へ引き継ぐために』（県庁県民ホール）	平成14年12月2日～6日	—
25	企画展『公文書館収蔵資料にみる沖縄の乗りもの今昔』	平成15年8月8日～10月12日	2,869
26	第7回移動展『沖縄県公文書館収蔵資料に見る多良間』（多良間村中央公民館）	平成15年9月4日～15日	538
27	企画展『米国高官たちの沖縄へのまなざし 沖縄の戦後復興』	平成16年9月7日～10月31日	1,155
28	第8回移動展『アーカイブズへの誘いー記録で辿る那覇の今・昔』（那覇市パレットくもじ7階リウボウホール）	平成16年12月1日～6日	2,275

	展示会名	会期	入場者数
29	第10回企画展（戦後60年特別企画展） 『公文書等の記録資料に見る沖縄戦 アイスマーグ作戦』	平成17年8月2日～10月2日	2,982
30	第8回移動展『沖縄戦と戦後復興』 （那覇市 パレットくもじ7階リウボウホール）	平成17年12月7日～12日	2,584
31	移動展『映像と写真が語る宮古』（宮古島市総合博物館）	平成19年11月20日～30日	1,953
32	『沖縄県公文書館の収蔵資料』 ／ミニ企画『移民—海を渡った先人たち』	平成20年4月8日～9月28日	4,127
33	『記録なくして歴史なし』／特別企画『キャラウェイ旋風』	平成20年10月7日～ 平成21年3月29日	4,239
34	第11回移動展『タイムトリップ八重山 沖縄県公文書館収蔵資料で振り返るあの頃』（石垣市立図書館）	平成20年11月5日～16日	833
35	『記録なくして歴史なし』 ／特別企画『スパイ・アイランド・オキナワ』	平成21年4月14日～7月19日	3,210
36	企画展『オペレーション・レッド・ハット 1971 沖縄をゆるがした毒ガス移送』	平成21年8月4日～10月4日	2,675
37	『深く掘れ、己の胸中の泉』／特別企画『海の沖縄戦』	平成21年10月20日～ 平成22年6月27日	10,143
38	第12回移動展『写真と映像にみるうるま市の戦後 レッドハット作戦～うるま市を走り抜けた毒ガス移送のトラック』（うるま市立石川歴史民俗資料館）	平成22年2月2日～14日	397
39	『公文書がつなぐ過去と未来』／ミニ企画『写真が語る沖縄』	平成22年7月13日～12月26日	4,322
40	『公文書がつなぐ過去と未来』／ミニ企画『沖縄の地籍調査』	平成23年1月11日～6月26日	4,086
41	地域パネル展『海の沖縄戦』（沖縄県平和祈念資料館）	平成22年6月1日～6日	—
42	地域パネル展『写真が語る読谷村』 （読谷村文化センターギャラリー）	平成22年12月10日～15日	—
43	地域パネル展『沖縄の地籍調査』 （沖縄県中部合同庁舎ロビー）	平成23年2月14日～18日	—
44	『公文書がつなぐ過去と未来』 ／ミニ企画『在外同胞～世紀を越えた移民たち～』	平成23年7月16日～ 平成24年4月25日	6,183
45	日本復帰40周年特別企画展『日本復帰への道』	平成24年5月15日～8月19日	6,719
46	『沖縄県のあゆみ』 ／ミニ企画『琉球政府厚生局のお仕事』	平成24年9月4日～ 平成25年6月16日	6,287
47	『沖縄県のあゆみ』	平成25年6月22日～12月1日	4,973
48	第13回移動展『資料にみる宜野湾市の戦後』 （宜野湾市立博物館）	平成25年9月11日～29日	636
49	『沖縄県のあゆみ』／ミニ企画『写真に見る近代の沖縄』	平成25年12月17日～ 平成26年6月29日	5,953
50	第14回移動展『公文書館資料に見るあの頃の伊江島』 （伊江村農村環境改善センター）	平成26年2月19日～3月2日	851
51	『公文書館の仕事』 ／所蔵資料展『1964年 沖縄をかけぬけた聖火リレー』	平成26年7月15日～ 平成27年1月18日	4,132
52	『公文書館の仕事』／所蔵資料展『旅人たちが撮った沖縄』	平成27年2月3日～3月31日	2,010
53	第15回移動展『公文書館所蔵資料にみる南大東島の歴史』 （南大東村立ふるさと文化センター）	平成27年2月20日～22日	201

* 閲覧展示棟エントランスで随時開催するパネル展は掲載していない。
* オープンスペースで開催したものについては来場者をカウントしなかった。

2002年（平成14）9月の企画展「1940年代の沖縄の空中写真—沖縄本島南部、中部、北部、宮古・八重山」は、整理公開以後きわめて利用の多い空中写真を、圏域別にシリーズ化しておよそ半年にわたって展示し、いっそうの普及を図った。文字中心の文書資料に比べてビジュアル資料は利用層の拡大につながりやすい。当館が米国国立公文書館等から複製で収集した写真資料は、米軍が沖縄戦やその後の沖縄統治期に撮影したものである。早くからデジタル化を進めて提供したことも奏効し、幅広く利用されている。

「戦後の写真資料なら県公文書館へ」というセールスポイントの片翼が米国収集写真とすれば、もう片翼は沖縄県の広報課が保管していた広報写真である。当館は、琉球政府から日本復帰後の沖縄県に引き継がれた広報写真を1998年度（平成10）に受入れて整理し、2003年度（平成15）から「琉球政府関係写真資料」としておよそ4万1千カットを利用に供している。これらもデジタル化し、米国収集写真と併せて当館ホームページで画像検索データベースを提供して利用の便宜を図っており、もっとも利用される資料群となっている。

琉球政府関係写真資料のリリースは、閲覧利用だけでなく企画展の内容にも影響を及ぼした。2003年（平成15）8月の企画展「公文書館収蔵資料にみる沖縄の乗りもの今昔」は、沖縄都市モノレールの開業に合わせ、当館の展示としては比較的ソフトな切り口で所蔵資料を紹介した点において特筆すべき企画である。この「乗りもの」展の時から琉球政府関係写真資料の活用が始まった。当館の中核的所蔵文書である琉球政府文書と写真を組み合わせた展示のビジュアルは、観覧者が時代のイメージをつかみとる大きな助けとなる。琉球政府関係写真資料は戦後史をテーマにした展示を親しみやすくする契機をもたらしたと言ってよい。2004年（平成16）9月の企画展「米国高官たちのまなざし 沖縄の戦後復興」も、米国収集写真と琉球政府関係写真資料を多用しながら、関連文書を提示しつつ戦後史をプレゼンテーションする試みだった。

在米沖縄関係資料の整理公開も徐々に進み、その成果のひとつとして、2005年（平成17）8月から開催した戦後60年特別企画展「公文書等の記録資料に見る沖縄戦 アイスマーク作戦」があった。当館にとって沖縄戦そのものをテーマとする企画展は初めてで、米軍の沖縄侵攻作戦にあたって米軍が作成した文書や写真を中心に展示構成された。

2009年（平成21）4月「スパイ・アイランド・オキナワ」、同年8月「オペレーション・レッド・ハット1971—沖縄をゆるがした毒ガス移送」、同年10月「海の沖縄戦」においても、米国における収集事業の成果が展示内容に反映された。

このように、当館の企画展は、所蔵資料の充実および整理公開の促進と歩を合わせて開催されてきた。2012年（平成24）5月の日本復帰40周年特別企画展「日本復帰への道」は、米国と沖縄双方の公文書、私文書、写真資料等を幅広く用いて、沖縄戦後史における最重要なテーマである近代から沖縄返還までの過程を示した。当館の企画展は基本的に所蔵資料だけで構成することから、展示業務は所蔵資料の充実とともに成長していくし、これからもそうでなければならないだろう。

ただし記念特別展だけは他の機関から借用して資料を展示している。開館記念特別展と開館5周年記念特別展（いずれも中国第一歴史档案馆から借用）、開館1周年記念特別展（那覇市歴史資料室など県内関係機関から借用）、日本復帰30周年記念特別展「資料にみる沖縄の歴史」（国内の複数機関から重要文化財も含めて借用）がそうである。2002年度（平成14）を最後に、2015年度（平成27）まで、記念特別展は開催されていない。

2-2 移動展・普及展

1998年度（平成10）から移動展の取り組みが始まった。当館は沖縄島南部の南風原町に立地しているが、那覇市にある沖縄県庁からは車で15分程度の距離で、那覇を中心としたエリアからの来館者が多い。離島も含めた遠隔地の居住者に当館との接点をもたらす機会として、移動展の重要性は職員の共通認識となっている⁴。石垣市を皮切りに、2006年度（平成18）と2012年度（平成24）を除いてほぼ毎年、何らかの形で出張展示会を実施してきた。南大東島や伊平屋島、多良間島といった離島、那覇市内のデパート、沖縄本島内の遠隔地と、開催地もバラエティに富んでいる。県内の有人島は2015年（平成27）1月現在で49島ある中で、7島で移動展を開催し（宮古島・石垣島では複数回実施）、その地域に関連する所蔵資料を紹介するなどしてきた。

別表に「普及展」として記述しているのは、公文書管理の重要性と公文書館の役割を理解してもらうため、沖縄県庁舎、各地の合同庁舎のホールといったオープンスペースで開催したパネル展のことである。「公文書から歴史資料へ～沖縄県公文書館の役割～」 「歴史の証としての公文書～県民共有の財産を後世へ引き継ぐために」といったタイトルで、主に2001年度（平成13）から2002年度（平成14）にかけて実施した。沖縄県の公文書管理の流れや当館への文書引渡の意義、当館での文書管理体制等、諸規程に基づいて図解し、親機関（県職員）への教育普及を主眼としたものである。遠隔地住民を対象とする移動展とはねらいが異なるが、県職員にもまして県庁舎を訪れる一般の人々の観覧の機会となっていた。

2-3 常設展

以上、企画展や移動展の実績概略を述べたが、当館の展示活動はこれに尽きるものではない。館の展示室では年2回の入替えを原則として所蔵資料の展示を継続しており、1週間から2週間程度の入替え作業期間を除いて展示室は常時稼働の状態を維持している。企画展や特別展は、ほぼ年に1度、1ヶ月ないし2ヶ月を会期として開催するが、残りの期間は「沖縄県公文書館の所蔵資料」を文書群別に紹介し、あわせて所蔵資料や業務の紹介をしてきた。これを当館では常設展と位置付けてきた。

2008年度（平成20）から、企画展・特別展との間を埋める常設展といったサイクルを見直し、次の2点に集約されるような新しい方向性が模索された。

- (1) 常設展にテーマ性やストーリー性をもった展示構成を採用する。
- (2) 常設展において、公文書館の機能や役割、記録管理の重要性、歴史資料保存の意義を示す形で教育的要素をさらに取り込む。

2008年（平成20）10月7日から翌年3月29日にかけて開催した「記録なくして歴史なし」／特別企画「キャラウェイ旋風」が、その最初の取り組みと言える。

これは展示室内を二分し、メイン展示「記録なくして歴史なし」の部は、琉球国時代、廃藩置県後の沖縄県、米国統治時代、日本復帰後の沖縄県の記録資料を紹介しながら、歴史継承の重要性を理解してもらうことを目的とした展示、特別企画「キャラウェイ旋風」の部は、米国統治下の沖縄でもっとも有名な高等弁務官と言われるポール・W・キャラウェイ中将の時代を、所蔵資料によってプレゼンテーションするものだった。メイン展示ではアーカイブの理念を伝え、特別企画では具体的な歴史

⁴ 前掲吉嶺論文、久部良論文参照。

の事実を記録そのものによって提示する。いわば総論と各論をセットで示し、より説得力のあるプレゼンテーションとなることが意図されていた。

理念の説明はある程度抽象的にならざるをえないが、個別具体の記録を提示し適切な解説を加えることで、観覧者は展示資料の情動的価値をよく認識でき、さらには資料を管理する公文書館の存在意義についてもよりスムーズに理解できることが期待される。米国による沖縄の強権統治のシンボリックな存在であるキャラウェイは、地域住民の関心に合致すると推測できるし、このアイコンを呼び水として公文書館の門をくぐってもらおうという戦略は、常設展として新しい試みだった。この2部構成は現在まで踏襲されている。

展示にあたっては、公文書館やその所蔵資料は「重要だから重要である」というような同語反復的なプレゼンテーションでは観覧者の共感が得にくいことを日頃より実感している。茶色に変色した簿冊原本を、ただ表紙の標題が読めるだけの形で展示ケースに置いておくだけでは、「モノ」として見て通り過ぎることもあるだろう。観覧者のリテラシーもいっそう向上している昨今、所蔵資料の「何が」「どのように」価値があるか、「何がわかるか」を、一定の文脈のなかで具体的に説明できる展開が求められているように思う。

過去の事象を証するに適切な所蔵資料を選び出し、テーマあるいはストーリーとキャプションを観覧者に示すにあたっては、展示担当アーキビストに学芸的な力量が求められる。歴史の素養も必要であることは言うまでもないが、日頃のアンテナの張りめぐらし方も重要な鍛錬となる。たとえば閲覧利用の傾向をもとに利用者の関心を見い出すことや、検索性目録の情報記述時における資料への関心の持ち方も含めて、アーキビストにとって展示業務は公文書館のさまざまな業務経験を総合的に発揮することのできる分野と言いうる。

3 公文書館における展示とは

3-1 博物館との対比で考える

県立博物館等類縁施設の中で最後発の当館ではあったが、前項で見てきたように、20年の収集と整理の充実は当館の展示業務のクオリティを向上させた。しかし、当館が目指す展示とは、いわゆる「博物館並み」であることではないと考えている。博物館と公文書館、それぞれの現場における展示業務の差異とは、それぞれの理念に基づいて派生するものであり、このことは前節で言及した当館企画展の2008年（平成20）以降の新しい方向性とも関連する。説明の便宜のために博物館と公文書館の共通点と相違点を挙げつつ、公文書館における展示の意義を考察する。

しばしば利用者から「博物館と何が違うの」という質問を受けるように、博物館と公文書館の業務には共通点も多い。博物館の根拠法である「博物館法」（昭和26年制定）第2条によれば、博物館とは「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」である。

これを公文書館の根拠法である「公文書館法」（昭和62年制定）第4条でいうところの「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」という定義と対比すると、確かに両者に共通する機能が見られる。すなわち「資料保存」「調査研究」「利用提供」の3つである。

公文書館と博物館の機能面での共通点

	公文書館	博物館
(1)資料保存	歴史資料として重要な公文書等を保存	歴史、(その他)に関する資料を収集し、保管
(2)調査研究	これに関連する調査研究を行う	これらの資料に関する調査研究をする
(3)利用提供	(公文書等を) 閲覧に供する	(資料を) 展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う

(3)に関して、従来の議論では、博物館はもっぱら展示を、公文書館は閲覧を旨とするという「違い」として引用されることが多かった。公文書館にとって展示とはエキストラ・サービスだという意見も生じた所以である(筆者も一時期そのように理解していた)。

しかし、第1節で述べたように、公文書管理法第23条が、特定歴史公文書等の利用の促進にあたって「展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」とした。この規定は、公文書館における展示を、余技どころか「利用」の主役にまで押し上げる。公文書館にも展示機能の向上が求められていると言うべきだろう⁵。博物館は展示、公文書館は閲覧、といった二分法は成り立たなくなっている。

では、両者の相違点はどこにあるのか。機能面が類似していても、それが異なる幹から派生した枝であれば、果実の形も変わるであろう。博物館と公文書館の制度の根幹にある存立の理念をみるために再び根拠法に戻ることにする。

博物館法は社会教育法の理念に基づき、博物館の「健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的」として定められており、社会教育法はまた教育基本法の精神に淵源を持つと宣言する。1947年(昭和22)に制定された教育基本法の精神は、2006年(平成18)の改正で実質的に変容したとも言われるが、世界の平和と人類の福祉に貢献するという理想を教育の力によって実現しようという表現は維持されており、教育の目的を心身ともに健康な国民の育成を期すに置くことも同様である(同法第1条)。博物館が行う社会教育活動も、このミッションに服することになる。

いっぽうで公文書館法も、第1条で「この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする」と規定しながら、それがどのような理念に奉仕するものかは明示しない。公文書館の理念を総括して表明する上位法にあたるものはなかったが、公文書館法から四半世紀の時を経て制定された公文書管理法をもってようやく、「公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性」を演繹的に理解することが可能となった。その公文書管理法第1条はつぎのように言う。

一この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もつて行政が適正かつ

⁵ 強いて言えば、「教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業」についての記述は、公文書館法にも公文書意管理法にも見られない。だが、仮にこれらの事業が公文書館の「余技」と指定されたとしても、現実の公文書館運営にあたって講演講座等のイベントをカットすることは想定しにくい。

効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

ここには、公文書管理法の奉仕すべき理念が「国民主権」であり、公文書等は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者が主体的に利用し得るものである」がゆえに重要である、という価値規範が示されている。公文書館法第1条にいう「公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性」もまた、公文書館が非現用文書の保存と利用を通じて統治のあり方を検証し、国民主権を制度的に下支えする点にあると言わなければならない。

博物館が戴く教育基本法において、国民とは世界の平和と人類の福祉という理想に貢献する存在として育成されるべきものだが、公文書管理法の世界では、諸記録の検証を通して育成されていくのは「国」である。つまり、国が現在及び将来の国民に説明する責務を全うできるように、公文書管理という手段によって、民主主義を支える器に照応するすがたに育成していく。この条文はまた国民に対して、公文書等の主体的利用によって国民主権の理念を実現せよとの促しでもある。公文書館は移管されてくる公文書等を長期にわたって保存し利用に供することで、現在及び将来の国民に対する国の責務を支える役割を担う。このような文脈における公文書館のあるべき姿を、大瀧徹也氏は次のように描き出している。

一思うに国立公文書館をはじめとする諸アーカイブズは、「公文書等が健全な民主主義の根幹を支える知的資源」を管理することで、民主主義を担う器として位置づけられた現在、広く開かれた存在となることで、国家が統治する具である以上に、多様な統治を検証する器となりうるように、自覚的に努めねばなりません。アーキビストには、この思いを常に己の内に確保することがもとめられます。いわば国立公文書館、国家アーカイブズは、統治の検証を可能とする記録資料の守護者であり、検証する文化を発信する場として、その存在を輝かせていきたいものです⁶。

3-2 公文書館の展示における「自己言及性」

前節で述べたように、国内法における博物館と公文書館の理念にはベクトルの違いがある。この点において、利用者（観覧者）に公文書館のメッセージを届けるメディアとしての展示業務を活用することに、当館は自覚的に取り組んできた。特に2008年度（平成20）以降、所蔵資料の存在を「紹介する」展示から、「館蔵資料を通して当館の社会的使命を伝える」というスタンスを打ち出している。このことは、当時のアーカイブズをめぐる状況と無関係ではなかっただろう。

薬害エイズ資料の所在管理、防衛省による航海日誌の改ざん、「宙に浮いた」と言われた大量の年金記録など、国のずさんな公文書管理に起因する問題が頻発して国民の注視をひき、公文書管理法成立へと社会が動きだしていた。2009年（平成21）の法制定の過程で徐々に浸透していったのは、公文書管理という規律が行政権力の恣意的な統治を退け、民主主義の実現に資するという認識である。適切に管理された公文書がやがて公文書館へ送られて共有の知的資源となる図式を示す法は、当館を博物館的な社会教育施設と見るまなざしに変化をもたらすチャンスともなり、地域社会における当館の使命や役割を発信する新たなタイミングをもたらした。

館の展示を媒介として、公文書館のエッセンスについてのメッセージを発信するとは、きわめて自

⁶ 大瀧徹也「国立公文書館創立40周年にあたって」『アーカイブズ 45号』（国立公文書館 2011年）。2011年（平成23）6月9日に行われた「国立公文書館創立40周年・国際アーカイブズの日記念講演会」における講演録より。この講演録には、当館が開催した常設展の具体的な内容について詳細な言及がある。

己言及的な営為と言えよう。それは、公文書館が図書館や博物館と比べて社会的認知度が低いがゆえに自己紹介から始める必要があるというような意味ではない。この自己言及性にこそ、公文書館における展示とは何かという問いへの回答が隠れているのである。博物館において「博物館とは何か」という展示がなされるのは常態ではないかもしれないが、公文書館の展示は、「公文書館＝アーカイブズとは、公文書館制度とはこういうものである」「公文書館の理念とは民主主義の実現である」「公文書館が収集し管理する公文書等は、統治に対するたゆまざる検証という民主主義の礎となりえている」というメタレベルのメッセージを、公文書館の内外に発信するものであることを志向する。

「アーカイブズが目指すものはシビックスを実現する展示」とはこれも大濱氏の言である。さまざまな利用者層を、民主主義を担うシビックス（civics）すなわち「公民」として協働するパートナーと措定すること、公文書館の展示業務もその原点につねに立ち戻って行われるべきものと考えている⁷。

おわりに

2015年（平成27）9月1日から翌年3月13日まで、「公文書館の仕事—記録を残す・記憶をつなぐ/戦後と援護」の2部構成の展示会を実施した。「公文書館の仕事」の部は「公文書館へようこそ」「保存と利用」「公文書館の役割」の3コーナーに分かれ、文書館の使命や役割を規定する法令例規、業務の工程等をビジュアル的に示している。このいわば公文書館教育の部分は、マイナーチェンジはあってもほぼ固定である。観覧者には、ここで公文書館というシステムに触れ、図書館や博物館とは異なる独自の存在意義、ライフサイクル文書の受入といった特質を理解してもらう。

それに続いて、公文書館業務のアウトプットともいべき所蔵資料展を観覧する流れを想定している。所蔵資料展は半年を目安にテーマを替え、閲覧利用への興味を広げるよう努めてきた。戦後70年の節目を意識して展示されたのは援護関係文書である。「戦傷病者戦没者遺族等援護法」は1953年（昭和28）から米国施政権下の沖縄住民にも適用され、沖縄県の援護事務所管課は、業務に係る事務文書その他の関係資料を長く保管してきた。これらの文書が所管課から近年大量に当館に引き渡されるようになった。当館は開館時にも主に琉球政府文書として相当数を受け入れており、2015年（平成27）9月現在、2,700簿冊の目録を公開して利用に供している。「戦後と援護」展は、これらの文書を活用して戦後沖縄の援護行政の全体像を提示するのがねらいである。

1945年（昭和20）、戦地となった沖縄は、軍人軍属だけでなく大量の一般住民の戦死者・戦傷病者であふれた。国外でも多くの県人が戦死し、あるいは傷病を負って帰還してきた。米軍上陸以来占領下にあった沖縄では、日本本土との交通連絡も容易でなく、復員業務も実施されていなかった。戸籍もほぼ滅失して再調製するという状況で、戦後8年経ってから開始された援護事務の進捗は困難を極めた。さらに、日本軍との雇用関係がないために援護法の適用が受けられない一般住民5万人余を、死没者も含めて戦闘参加者認定するための膨大な作業が、琉球政府と市町村の連携で進められ、施政権返還後も継続された。

⁷ このことについて、大濱氏は前出の講演録で次のように述べている。「都道府県をはじめとする自治体アーカイブズは、前田多門が説いた地方自治を担う主体たる住民に顔を向け、自治のあり方を問いただし、住民の意識を変え、住民が自治の主体となることを目指し、あるべき地方自治とは何かを問いかけ、地域を覚醒していくことがまさに自治への目を可能にするのだということに思っていたべきです。それだけにアーカイブズが営む展示には、歴史館などおなじような巷で話題となっている歴史のある断面を切り取った歴史展を企画するのではなく、行政の営みを検証しうる展示への目と作法が求められます。それを可能にするには、統治を証し、検証に耐えうる公文書等の記録資料の移管と公開を実現せねばなりません。」

援護関係文書は個人情報等の利用制限情報が多く、自由に閲覧できるものは少ないが、あえて展示という形で利用に供した意図は、これらの文書の存在そのものを、広く県民に知っていただくことにある。援護関係文書は、戦没者・戦傷病者とその遺家族への各種給付による戦後処理の記録であり、また、国内外で戦争にいやおうなしに動員された人々の記録でもある。沖縄戦に関していえば、軍人軍属はもちろん一般住民も含めて、人々がどのように戦闘に巻き込まれ、身体的自由や生命を失っていったか、その状況がさまざまな申立書に記述されており、沖縄戦の諸相に迫る内容を含んでいる。また、死者たちがどのように悼まれたか、家族を失った人々がどのように戦後を生きていったか、政治や行政が戦傷病者も含めてこれらの人々をいかに処遇したか、その具体的なありようを通して戦後史を検証する資料となることは言うまでもない。

援護業務から派生したこの重要な文書群が県庁を離れ、当館において大切に保存管理して、時の経過とともに公開される共有の知的資源として長く守り伝えていく仕組みを、この節目の年に展示という形で伝えることが、筆者にとっては開館20年の里程標である。